

令和 4 年度事業計画（案）について

1 評価基準等の策定又は改正

- (1) 評価基準の策定又は改正の予定なし。

2 評価機関の認証等

(1) 評価機関の募集

- ・ 評価機関の募集について県ホームページに掲載（随時募集）
- ・ 評価機関募集説明会を開催（養成研修に併せて隔年実施）。〔令和 5 年 5 月予定〕

(2) 認証及び廃止の状況（令和 4 年 4 月 1 日見込み）

現時点で評価機関の認証又は廃止の予定なし。

(3) 評価機関連絡調整会議

評価機関相互や行政（推進組織）と評価機関との間の連携確保及び情報交換を図るため、年 1 回開催。〔令和 4 年 12 月予定〕

3 評価調査者の資質向上のための研修

(1) 養成研修

- ・ 組織運営管理業務を 3 年以上経験している者、福祉・医療等分野の有資格者で当該業務を 3 年以上経験している者などを対象に、評価業務実施に必要な知識や手法等を習得させ、評価調査者を養成。
- ・ 平成 23 年度から隔年実施。
- ・ 次回実施は令和 5 年度

(2) 継続研修

養成研修修了者を対象に、業務を継続的に実施するために必要な知識等の付与及び資質向上を図るための研修を実施。

〔令和 4 年 12 月予定〕

(3) 更新時研修

- ・評価の質を向上させるため、更新時に評価機関向けの研修を実施。（3年に1回程度実施する。）

[令和5年2月予定]

4 第三者評価の普及・啓発及び受審促進

(1) 県・市の指導監査における受審促進

- ・ 社会福祉法人及び施設の指導監査において、PR資料を用いて施設長や市町担当者に第三者評価の意義やメリットを直接説明。
- ・ 各市に対し、社会福祉法人の指導監査の中でパンフレット等により説明し、受審促進について協力依頼。

(2) 関係団体の会議等を通じた事業者への受審の働きかけ

関係団体が開催する会議や研修会において、社会福祉法人の役員や施設長等に対し、パンフレットを配布し、受審を呼びかける。

(3) 事業者向け啓発研修会の開催

福祉サービス第三者評価事業の普及啓発を目的に、福祉サービス事業者等への第三者評価の意義や効果に関する講演・受審施設の取組の紹介等を行なう。